

中国地方道路啓開等協議会 岡山県部会規約

(名称)

第1条 本会は、「中国地方道路啓開等協議会 岡山県部会」(以下「部会」という。)と称する。

(目的)

第2条 部会は、岡山県における南海トラフ地震などの大規模災害における道路啓開について関係機関の連携・協力により強力かつ着実に推進していくことを目的とする。

(協議事項)

第3条 部会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 岡山県内の道路啓開の優先順位や方策に関すること。
- (2) 岡山県内の道路啓開に関する情報共有及び情報提供に関すること。
- (3) 岡山県内の広域的な道路啓開の実施に関すること。
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第4条 部会は、第2条の目的を達成するために各行政機関、各種関係団体等をもって組織する。

2 部会には部会長及び副部会長を置くものとし、部会長は岡山県土木部長を、副部会長は岡山国道事務所長、岡山市都市整備局長をもって充てる。

3 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代行する。

4 部会の構成は、別表のとおりとする。ただし、必要に応じ部会長が指名するものの出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 部会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

2 部会の事務局は、岡山国道事務所管理第二課、岡山県土木部道路整備課、並びに岡山市都市整備局道路部道路港湾管理課に置くものとする。

(規約の改正)

第6条 本規約の改正等は、部会の協議により行うものとする。

(その他)

第7条 部会は、「中国地方道路啓開等協議会規約」に基づき設置するものであり、本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成30年7月2日から施行する。

中国地方道路啓開等協議会 岡山県部会名簿

機 関 名	役 職 名	備 考
【道路管理者】		
岡山県	土木部長	部会長
中国地方整備局	岡山国道事務所長	副部会長
岡山市	都市整備局長	副部会長
倉敷市	道路管理課長	
玉野市	土木課長	
笠岡市	建設管理課長	
備前市	建設課長	
瀬戸内市	建設課長	
浅口市	建設業務課長	
西日本高速道路（株）中国支社 岡山高速道路事務所	統括課長	
本州四国連絡高速道路（株） 岡山管理センター	計画課長	
【関係機関】		
岡山県警察本部 交通部	交通規制課長	
〃 〃	高速道路交通警察隊長	
岡山県	危機管理課長	
〃	消防保安課長	
岡山県 保健福祉部	医療推進課長	
岡山市	危機管理室長	
〃	農村整備課長	
陸上自衛隊 第 1 3 特科隊	第 3 科長	
（一社）岡山県建設業協会	事務局長	
中国電力（株） 岡山支社	広報グループマネージャー	
西日本電信電話（株） 岡山支店	災害対策担当課長	
（株）ドコモ CS 中国 岡山支店	ネットワーク担当課長	
【オブザーバー】		
中国地方整備局	総括防災調整官	
〃 道路部	道路情報管理官	